

コーチングの観点からスポーツハラスメントを考える

遠藤 愛

1. スポーツ界におけるハラスメントの現状

日本国内では、2019 ラグビーワールドカップ、2020 東京オリンピックのホスト国としてスポーツに対する関心が一層高まっており、連日、トップアスリートの活躍がメディアで報じられている。国を代表する選手の活躍に歓喜する人々を見ていると、スポーツには人を熱狂させるものがあるのだと改めて感じる。しかし一方で、スポーツ界の不祥事に関連するニュースも多い。アメリカでは体操やフィギュアスケートのオリンピック女子代表選手が子どもの頃から男性指導者やパートナーからセクシュアルハラスメントを受けていた事件や（毎日新聞 2018 年 3 月 14 日付）、日本国内では、学校での部活動の指導者による暴力に起因する高校生の自殺（読売新聞 2013 年 1 月 9 日付）、女子柔道の強化選手 15 名が連名で指導者のパワハラを訴えた件（藤原, 2018. 読売新聞 2013 年 2 月 1 日付）、バドミントン代表選手の違法賭博への関与（朝日新聞 2016 年 4 月 9 日付）、元プロテニス選手の八百長行為（朝日新聞 2017 年 5 月 17 日付）、レスリング女子選手に対するパワーハラスメントの件（朝日新聞 2018 年 4 月 7 日付）、大学アメフト部の悪質タックル問題（朝日新聞 2018 年 7 月 30 日付）、力士の暴行事件（朝日新聞 2019 年 9 月 27 日付）、パワハラ問題によるサッカー J リーグ監督解任（朝日新聞 2019 年 10 月 9 日）など、スポーツ界におけるハラスメントや不正行為に関する事件は続発しており、スポーツ現場の根本的な仕組みに問題があると言わざるをえない。国、性別、競技種目、競技レベルを超えた数々の事例から、友添（2015）は、「スポーツと暴力の親和性は強固で、暴力はスポーツを構成する文化のひとつでもあるということか」とまで述べている。

スポーツ界の不祥事への対策として、2013 年 4 月には日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、日本高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を発表してスポーツ界における暴力行為の存在を認め、根絶することを共同で宣言した（伊藤, 2015）。また、ヨーロッパにおいてスポーツの価値を守るスポーツインテグリティという言葉が用いられるようになり、日本では日本スポーツ振興センターにおいて、スポーツインテグリティを「スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態」と定義し、八百長防止に向けて日本サッカー協会と連携する

コーチングの観点からスポーツハラスメントを考える

など、スポーツインテグリティの概念を広く社会と共有化する活動を行なっている（勝田，2015）。2018年には国が競技団体への監督を強める方針を打ち出し、各競技や競技団体の独立性維持についての懸念も示されている（朝日新聞 2018年8月21日付，同 2018年10月15日付）。

スポーツ界におけるハラスメントは指導者から選手に対するものがほとんどであるが、本来、コーチングという観点からすれば、指導者は「選手とチームの精神的・技術的指導の任にあたる専門家（内山，1990. 内山，2007）」であり、指導者と選手は目標達成のための協力関係にある。筆者が専門とするテニス競技もハラスメントと無縁ではないが（朝日新聞 2019年6月14日付）、プロテニスプレーヤーの場合は、選手と指導者がお互いの役割や条件を明確にした契約を結んだ上で活動しているので、ハラスメントが発生しにくい環境が作られていると考えられる。

そこで本論では、まずスポーツの指導現場においてハラスメントが起こる構造を示した上で、コーチングの観点から指導者の役割を改めて整理する。そして、ハラスメントのないコーチングを実現するためには何が必要なのかについて、事例をいくつか示しながら検討を進める。

2. スポーツ現場におけるハラスメントはなぜ起きるのか

(1) 指導者に権限が集中する仕組み

ヒトは何かを学ぶ時、その分野の熟練者から指導を受け、わざを習得していく。わざを学ぶ場においては指導者と運動学習者との間に“教える―覚える”の関係ができるが、日本では多くの場合、指導者と選手は上下関係にあり、選手は指導者を先生と呼び、先生に“指導をお願いします”，“教えていただく”という姿勢が求められる。このような指導者と選手の“教える―覚える”の関係が時として特異な上下関係を生み出し（金子，2002，pp. 358-360），閉鎖的な空間においてハラスメントが行われる要因の一つになっていると考えられる。

日大アメフト部の事例において、部員が監督に意見を言える状態ではなかったと語っているように（朝日新聞 2018年7月30日付），スポーツの現場では指導者が絶対的な権力を握って選手やチームを支配するケースが散見される。テニス，水泳などの個人競技はランキングなどの個人資格で出場する大会を選択することができるが，団体競技の場合は指導者が試合に出場する選手を選択する。レギュラーメンバーとして試合に出場するためには，監督が望むプレースタイルやパフォーマンスを示さなくてはならないので，選ぶ側にある指導者の立場が強くなる要因となるだろう。

また，学校の部活動では，近年，少子化の影響を受けて部員が集まりにくくなっている一

方で、一人の指導者が大勢の部員を指導するケースも多く見られる。この場合、多くの部員は指導を十分に受けられないことが常態化する。生徒、学生の多くは上達すること、そのために指導を受けることを望んで入部しており、部員らの間では指導者に逆らうと指導を受けられなくなるという不安が生まれることもあるだろう。

加えて、浜田(2014)、西山(2014)らは、指導者の権力が強くなる要因としてスポーツの実績を利用して進学するスポーツ推薦制度の影響を指摘している。進路に影響する評価を行う監督に権力が集中していくので、スポーツ推薦で高校や大学に入学し、部活動を学校での主な活躍の場としている高校生、大学生の中には、監督の意に従わない場合、高校、大学での学業を継続できないと考えている者も少なくない(日経新聞2019年5月27日付)。

このように、スポーツの現場においては、指導を受ける側の選手らが指導を受けられなくなる、競技を続けられなくなる、学校にいらなくなる、将来の進路に影響を及ぼすという様々な不安を抱えて弱い立場に置かれる反面、指導者には権力が集中していく構図があると考えられる。

(2) 厳しい指導と体罰との境界線は何か

金子(2002, pp.44-50)は、技術指導の現場において、技術の習得が運動学習者の自覚に委ねられる傾向にあることを指摘している。選手が課題とする“わざ”を習得できなかった時、あるいは試合に負けた時、指導者は目的を達せられない原因を明らかにして具体的な解決策を提示しなくてはならないが、できない責任を選手に押し付け、罰として言葉による激しい叱責や暴力を選手に加える指導者もいる。スポーツでは競技特性として身体接触が当然なものや、負荷の強いトレーニングと“しごき”の境界線が曖昧な場合もあり、体罰を含むハラスメントの断定が難しい。また、日本の運動部では人間形成を目的としている側面もあり、指導者に教育的な懲戒を認めていた歴史があること(阿江, 2019)、上述したような指導者に権限が集中する構図があることなどから、指導者のハラスメント行為に対して選手がなぜという疑問を持たない、もしくは持つことを許されないスポーツ現場の雰囲気などもハラスメントの原因といえる。

さらにスポーツ現場において体罰が払拭できない要因として、長谷川(2016)は「体罰の再生産」を挙げている。女子選手に対する暴力行為で処分を受けたコーチが「自分は現役時代、たたかれてシャキっとする感覚があった」(朝日新聞2019年1月27日付)と述べているように、体罰を受けてきた選手が指導者になり、体罰を肯定的に捉えた指導を行うのである。時として、保護者が体罰を用いた厳しい指導を求める場合もあるという(藤後ら, 2017)。トレーニング効果を高めるためには、一定以上の負荷をかけてトレーニングを行わなくてはならないが、技術・戦術などに対する具体的な指示がなく、肉体的・精神的な苦痛を伴うこと、さらに指導者の側に罰するという意識がある場合はトレーニングとは位置付け

コーチングの観点からスポーツハラスメントを考える
られないであろう。

3. コーチングとは何か

(1) コーチングにおける指導者の責任とは

コーチングという観点から指導者と選手を捉えるならば、指導者は自分の経験や獲得した専門知識を選手に教え、個人やチームのパフォーマンスを向上させることが重要な任務である（伊藤，2017）。選手は目標とする技術を習得するために、技術の成り立ちや具体的な身体の動かし方を指導者から学び、その指導にもとづいて習得トレーニングを行う。この時、どれほど優れた指導方法、トレーニング方法であっても、選手自身が主体となって意欲的に課題に取り組まなくては目標の達成は難しいであろう。

トレーニングを行う過程において、選手が目標とする技術を習得できない、パフォーマンスが向上しないなど、求めている結果を得られない場合は、指導者ができない原因を明らかにし、指導方法やトレーニング方法に修正を加える、他の方法を提案する、もしくは別の技術の習得へと切り替えるなどの対応が求められる。指導力が不十分であると判断した場合は、指導者の交代も選択肢の一つであろう。選手が意欲的に競技に打ち込んでいるにも関わらず結果を出せない場合は指導者にも責任があるので、指導者と選手の双方が現状を認めた上で別の手段を講じなくてはならない。

(2) 指導者は学習者に何を教えるのか

指導者は、運動学習者が運動を習得する過程において学習者の運動を観察して共感し、どこができているのか、どこができていないのかを見極め、どのように身体を動かし、どんな動きの感じを持って、いつ、どこで力を入れれば目標とする動きができるようになるのかを教える（三木，2005）。指導に際しては学習者の理解力、運動能力に見られる特徴などを理解し、学習者にとって最も理解しやすい伝達手段を選択する。

例えば、テニスのフォアハンドにおいてボールがネットを越えないというミスを繰り返す場合、理由としてスイングにおける体重移動が不十分であること、ボールに対して振り遅れていること、ボールを捉える時のラケット面が不安定であることなどが原因として考えられる。筆者がミスをしていた際は、フォアハンドを打つ時の体重の貯めが不十分なので、腰を十分に落とすようにという指導を受けた。しかし筆者は、自分の感覚では腰を十分落として体重を貯めているつもりであったので、指導者のアドバイスを受け入れられなかった。そこで指導者は、腰をどの程度落とすべきかを筆者に理解させるために、実際に椅子に座らせて立ち上がりながらボールを打たせた。その結果、筆者は指導者の求める腰の低さを身体で理解し、ボールを下から持ち上げるように打つコツをつかんだ。こうした具体的な指導を受け

ることによって、筆者はできないことができるようになる喜びを実感し、自分から競技に取り組む意欲を持つと同時に、指導者への信頼を抱くようになった（遠藤，2017）。

運動の楽しさは、運動ができることにある（三木，2005，pp.50-51）。指導者は、学習者に技術を習得させるだけでなく、成功体験を通してできる喜びを実感させること、学習への意欲を引き出すこと、そして運動や競技の楽しさを教えることもまた重要であると考えられる。

4. プロテニス界における選手とコーチの関係

(1) コーチとの契約関係について

プロテニスの世界においては、選手が指導者を雇用する形になることが多い。例えば、日本選手にとって特殊なサーフェスであるレッドクレイ¹⁾のシーズンを戦う場合は、そのサーフェスでのプレーを熟知したコーチやヒッティングパートナーをシーズン限定で雇用することもある。また、日本からの遠征費を負担しなくて良いこと、開催地の詳細な情報を持っていることなどから遠征先でヒッティングパートナーやコーチを雇用する。この他にも、グランドスラムでの優勝を目指すトップ選手はメジャー大会での優勝経験があるコーチを、サービス強化を図る場合はサービスの指導に長けたコーチを探すなど、選手が求めている技術・戦術、知識や経験を指導できるコーチと、期間や報酬、指導に関する諸条件などを定めた契約を時に代理人を介して結ぶ。先週まで自分を指導していたコーチが、今週からは対戦相手を指導しているといったケースもあるが、プロテニスプレーヤーの多くが目的と条件に合ったコーチを雇い、ツアーを転戦している。そのため、条件が合わない、望んでいた効果を得られない、教わるべきことを十分に学んだ、あるいはプライベートな事情も含め、様々な理由で選手が指導者との契約を打ち切ることがある。大坂なおみ選手（朝日新聞2019年2月12日付、同2019年9月13日付）や錦織圭選手（日経新聞2019年10月19日付）がコーチとの契約を解除したことが話題になったが、プロテニスの世界では当然のことである。

こうした契約に基づくコーチと選手の間に上下関係はほとんどみられないので、プロテニスプレーヤーと指導者の間ではハラスメントが起る可能性が低いと考えられる。

(2) プロテニスプレーヤーとしてコーチとどのような関係を築いていたのか

筆者もまた子どもの頃からスポーツに打ち込み、技術・戦術を探求する面白さとともに自分の限界に挑戦する肉体的、精神的な負担や、厳しく緊張感のあるトレーニング現場を体験している。指導者からは、技術・戦術から指導を受ける側としての態度や競技者としての心構えに至るまで、コート上だけでなく日常生活においても遠慮のない指導を受けた。指導者と本気で意見を戦わせることも多々あった。代表合宿や他の選手との合同練習などにおいて

コーチングの観点からスポーツハラスメントを考える

色々な指導を受けたが、競技に関わる失敗や敗北を理由とした体罰を受けたことはない。ジュニアの頃からプロになるまで、いずれの現場も選手が自分の意見を指導者に率直に伝え、お互いがやるべきことに打ち込める環境であった。プロ活動を含めると競技生活は20年以上になるが、もしもハラスメントを受けていたならば、競技への意欲を継続して維持することはできなかったと考えられる。これまで受けた指導を振り返ると、日々の練習から進路の決断に至るいかなる段階においても、必要だったのは“テニスがうまくなるためのトレーニング”であって、体罰ではなかったであろう。

5. 日本テニス界の取り組み

プロテニス界においてハラスメントがあまり見られない要因は、個人のランキングによって試合に出場できるテニスの競技システム、選手とコーチとの契約に基づいた関係性に加えて、体罰などを受けてきた選手はプロになるまでのモチベーションを持続することが難しいことも影響していると考えられる。しかし指導者と契約を結んでいる選手は限られており、日本全国でテニスに打ち込む選手らの状況を正確に把握することは難しい。そこで日本テニス協会は、スポーツハラスメントを予防するために以下のような対策を講じている。

2012年にはスポーツインテグリティ確保のためにコンプライアンス室、監査室を設置し、処分を審査する機関として倫理委員会を、さらに情報発信面でのガバナンス向上のためにIR室をそれぞれ設置した。また、2013年3月の全柔連におけるハラスメント問題を受け、暴力・ハラスメントを否定する理事会宣言を行い、2013年4月から6月にかけて第三者委員会設置によるナショナルチーム選手を対象としたハラスメントに関するアンケート調査を実施した。テニス協会は選手強化策の一環として、ナショナルトレーニングセンターの使用や海外派遣などの対象となる強化選手を指定しているが、2013年3月から強化選手を対象とした相談窓口を設け、選手の相談を受け付けている。

また、それぞれ異なる環境でトレーニングを行なっている選手らにプロフェッショナルとしての姿勢やモラルについて教育するために、プロ選手や指導者を対象としてe-ラーニングを用いた研修や、トップレベルの選手が集まる大会でのプロフェッショナル教育研修会を行い、プロとしてどのようにあるべきかというモラル教育にも取り組んでいる（日本テニス協会、2018）。

6. まとめ

指導者の多くは、指導する選手の技術を向上させるために尽力している。しかし、国内外のスポーツにおけるハラスメントは絶えることなく、特に日本においては指導者に教育的な

懲戒を認めていた背景があること（阿江，2019。金子，2004），閉鎖的な環境になりがちなトレーニングの現場において指導者に権力が集中する構図があること，さらに体罰を受けてきた指導者は体罰を肯定的に捉える傾向があること（長谷川，2016）などを要因として挙げた。スポーツと暴力の親和性についての指摘もあり，未だスポーツ界でのハラスメントを払拭することはできていない。

一方，プロテニス界においては，多くのプロプレーヤーが指導者の役割を明確にした契約を締結して対等な関係を築き，競技に取り組むことができている。日本の部活動，民間のスポーツクラブの現状を鑑みると，プロテニス界での事例を適用することは現実的ではない部分もあるだろう。しかし，指導者の責任と役割を指導者のみならず，選手や保護者が理解して競技に取り組むトレーニング現場の環境づくりが，ハラスメントを防止するための一つの方法といえるのではないだろうか。一流アスリートの育成と同様にコーチングの理論と実践，さらにモラルを兼ね備えた一流指導者の養成もまた重要であると考えられる。

注

- 1) レンガを細かく砕いた土を用いたコート。ヨーロッパ，南米で広く用いられているサーフェスであり，5月の全仏オープンまでのヨーロッパシーズンはレッドクレイで行われる。日本国内にはほとんど見られないサーフェスである。

参考文献

- 阿江美恵子（2019）運動部活動の体罰指導の背景。子どもと発育発達（17）2，pp.81-85. 杏林書院。
- 朝日新聞 2016年4月9日付。裏カジノ「期待や応援裏切った」。22面。
- 朝日新聞 2017年5月17日付。テニスで八百長，日本のテニス選手処分。16面。
- 朝日新聞 2018年4月7日付。栄強化本部長が辞任。伊調選手へパワハラ，協会認める。38面。
- 朝日新聞 2018年7月30日付。日大アメフト部の悪質タックル スポーツ界の旧習。
- 朝日新聞 2018年8月21日付。競技団体へ国介入も。20面。
- 朝日新聞 2018年10月15日付。相次ぐ不祥事，国は監督強化方針。3面。
- 朝日新聞 2019年1月27日付。体罰ダメ，ではどうすれば？。9面。
- 朝日新聞 2019年2月12日付。大坂，バインコーチと関係解消。夕刊11面。
- 朝日新聞 2019年6月14日付。「無言の同調圧力と上下関係」学生の泥酔死，防ぐには。
- 朝日新聞 2019年9月13日付。大坂，コーチと契約解消。夕刊12面。
- 朝日新聞 2019年9月27日付。角界に残る古い体質。18面。
- 朝日新聞 2019年10月9日付。「サッカーが嫌いに」重く響いた言葉。18面。
- 遠藤愛（2017）競技導入期の子どもを対象としたテニスコーチングのあり方。スポーツ運動学研究（30）pp.49-59。
- 藤原庸介（2018）介日本女子柔道代表選手たちの提起した「暴力問題」の内容と本質：部分社会論

コーチングの観点からスポーツハラスメントを考える

- の視点から. 流通経済大学健康科学部紀要 11, pp.55-77.
- 長谷川誠 (2016) 学校運動部活動における「体罰」問題に関する研究. 神戸松蔭女子学院大学研究紀要 5, pp.21-34.
- 浜田寿美男 (2014) 学校の中で体罰が起こる心理・構造的メカニズム. 教育と文化 (74), pp.55-64.
- 伊藤雅充 (2015) コーチ教育にインテグリティが求められるとき. 現代スポーツ評論. pp.111-120, 創文企画.
- 伊藤雅充 (2017) 日本コーチング学会編. コーチング学への招待. pp.12-25, 大修館書店.
- 金子明友 (2002) わざの伝承. 明和出版.
- 勝田隆 (2015) 「スポーツインテグリティ」とは何か. 現代スポーツ評論 32, pp.42-55. 創文企画.
- 毎日新聞 2018年3月14日付. 体操:メダリストら200人に性的虐待 元チーム医師, 禁錮175年 米協会, 根深い闇. 24面.
- 三木四郎 (2005) 新しい体育授業の運動学—子どもができる喜びを味わう運動学習に向けて. pp.118-119. 明和出版.
- 日本経済新聞 2019年5月27日付. 尼崎高校バレー部体罰. 15面.
- 日本経済新聞 2019年10月19日付. 錦織, コーチのボティニー氏と契約解消.
- 日本テニス協会公式 (2018) 日本テニス協会の歴史.
<https://www.jta-tennis.or.jp/history/tabid/253/default.aspx> (2019年9月30日アクセス)
- 西山哲郎 (2014) 体罰容認論を支えるものを日本の身体教育文化から考える. スポーツ社会学研究 22-1, pp.51-60.
- 友添秀則 (2015) スポーツの正義を保つために. 現代スポーツ評論 32, pp.8-17, 創文企画.
- 藤後悦子・大橋恵・井梅由美子 (2017) 子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントとは. 東京未来大学研究紀要 (12), pp.63-73.
- 内山治樹 (1990) コーチの資質に関する一考察. スポーツ教育学研究 (10) 1, pp.13-24. スポーツ教育学会.
- 内山治樹 (2007) 有能なコーチとなるには何が必要か. 現代スポーツ評論 17, pp.40-55. 創文企画.
- 読売新聞 2013年1月9日付. 高2自殺, 顧問の体罰常態化. 39面.
- 読売新聞 2013年2月1日付. 園田監督辞任, 選手を追い詰めた責任は重い. 3面.

謝辞

本研究を行うにあたり, 資料をご提供いただいた公益財団法人日本テニス協会常務理事高橋甫氏に心より感謝申し上げます。